

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	2 3 1	受 理 年 月 日	令和3年5月6日
件 名	地域的な包括的経済連携（R C E P）協定からの離脱の要請		
要 旨	<p>インドが離脱し、中国、韓国も参加する地域的な包括的経済連携（R C E P）協定が、不安定な情勢にある日本に利益があるものとは考えられない。</p> <p>中国では、この協定に合わせるかのように輸出管理法が2020年12月に施行されている。これは、中国の利益に危害を与える組織や個人に法的責任を追及する域外適用規定があり、物だけでなく情報や技術も対象となっているため、人物が拘束される可能性も考えられる。中国の輸出管理法は他の自由貿易協定におけるI S D条項、ラケット規定と同じ働きをする危険性もあり、この面からも日本がR C E P協定から離脱することを強く求める。</p> <p>そして、中国側だけでなく、日本がアジアから榨取する側の加害国になる可能性も考えられる。交渉でも問題となったI S D条項はアジア各國の農民の反対により導入は見送られたが、継続審議扱いで日本政府側は今後も圧力を掛ける意図が見える。</p> <p>また、R C E P協定でもT P Pや日米F T Aと同様に、日本の農業が大きな影響を受けることになる。2021年4月27日の参議院外交防衛委員会では、農業生産減少額が5,600億円に上るとの鈴木宣弘東京大学教授のR C E P試算を示したが、「特段の影響はない。試算はしない」と農水省側が影響試算を示さない事にも抗議する。</p> <p>そして、一番大きな問題は、R C E PもT P P、日米F T A及び日英E P Aと同様に協定の内容と問題点が日本国民に全て明らかにされていないにもかかわらず、2021年4月28日に国会承認されたことである。R C E P協定を含む全ての自由貿易協定が日本と国民に利益のあるものならば、協定の内容を全て明瞭化できるはずである。しかし、全ての自由貿易協定が国民生活にどれほどの影響を及ぼすものなのか、T P P、F T A発効後からもいまだに不透明である。</p> <p>現在、明らかになったと言えるのは、自由貿易一辺倒の経済活動の悪影響が、新型コロナウイルス禍によって、より深刻になったことである。不透明で日本に不利益を生むであろう自由貿易協定は全て撤回し、新型コロナウイルス禍の下で進む経済危機と食糧危機を防ぐためにも、新自由主義的な考え方を改め、自由貿易一辺倒の経済活動は見直すべきである。</p> <p>については、国に対してR C E P協定からの離脱を求める意見書を提出することを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	総務消防委員会		